

追加・改訂 (2017/11/16)

下記の通り、京あんしんネット運用ポリシーを一部追加し、改訂いたします。

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| P.2 第 7 条 (1)「京あんしんネット」の運用ポリシー、利用規約に同意する、京都府内の医療機関及び、京都府内に所在する事業所の在宅医療・介護従事者。 | P.2 下線部を追加 第 7 条 (1)「京あんしんネット」の運用ポリシー、利用規約に同意する、京都府内の医療機関及び、京都府内に所在する事業所の在宅医療・介護従事者、 <u>並びに地域医療に関係する行政担当者(ただし、直接患者に携わらない者の患者グループの作成は不可)</u> 。 |
| P.3 第 19 条 (3)自由グループの管理(設置、参加者の登録・削除など)は、かかりつけ医が行う。 | P.3 下線部を追加 第 19 条 (3)自由グループの管理(設置、参加者の登録・削除など)は、かかりつけ医・ <u>地域医療に関係する行政担当者</u> が行う。 |
| P.5 【京あんしんネット利用上の留意事項】 | P.5 【京あんしんネット利用上の留意事項】 下記項目を追加 4. 地域医療に関係する行政担当者 ・行政部署間での情報共有のため自由グループを作成し、連携運用することができる。 ・患者に携わらないために患者グループの作成は不可とする。ただし、かかりつけ医(管理者)が必要と判断した場合は、患者グループへの参加を可とする。 |

上記改訂は、2017年11月16日より適用されるものとします。

以上